

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 0 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札
及び契約の I T 化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約の I T 化に関しては、別添 1 「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」（令和 4 年 6 月 14 日付け総行行第 164 号、国不入企第 18 号。以下「令和 4 年通知」という。）により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただくようお願いしたところです。

また、令和 5 年には、別添 2 「「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」の一部改正について」（令和 5 年 9 月 27 日付け総行行第 407 号、国不入企第 12 号）により、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（以下「当該取扱い」という。）を、「令和 7 年 6 月 30 日」まで認めるよう改正したことを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添 3 のとおり「令和 8 年 4 月 30 日」までに再変更することとされました。

このため、令和 4 年事務連絡についても下記のとおり改正を行いますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて本事務連絡の周知をお願いいたします。

記

令和 4 年通知（※ 2）中「令和 7 年 6 月 30 日」を「令和 8 年 4 月 30 日」に改める。

以上

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」(令和 4 年 6 月 14 日付け総行第 164 号、国不入企第 18 号)

※令和 5 年 9 月 27 日 一部改正

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 3 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等) を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 8 年 4 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。	(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 3 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等) を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 7 年 6 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。